

# 報道機関向け ウェブ会議による模擬裁判



大阪地方裁判所では、令和2年12月22日(火)、司法記者クラブ所属の報道機関に向けて、民事訴訟手続のIT化についての説明と、実際の裁判で使用されるIT機器を利用した、裁判官及び弁護士による模擬裁判手続が行われました。ここでは、民事訴訟手続のIT化や当日の様子についてお知らせします。

## 民事訴訟手続のIT化について

まず、裁判官から報道機関の記者に向けて、民事訴訟手続のIT化についての説明がありました。

民事訴訟手続のIT化とは、手続のIT化に必要な法制度を整備した上で新しい民事訴訟手続を実施し、オンラインによる書類提出や訴訟記録の全面電子化の実現を目指すものです。



大阪地方裁判所では、令和2年2月3日からウェブ会議等を活用した争点整理手続の運用が開始されました。

※ウェブ会議等…一般のインターネット回線を介したビデオ通話で、音声及び映像だけでなく、ファイルの共有等を行うことが可能

## ウェブ会議による模擬裁判

ウェブ会議による模擬裁判手続では、裁判所と原告・被告側の代理人事務所をシステムでつなぎ、争点整理手続が実演されました。



「争点整理手続」とは、双方当事人の主張や証拠を整理し、訴訟の争点を明確にする手続のことです。



## 質疑応答

イベントに参加した裁判官・弁護士に対する質疑応答の時間も設けられました。



Q1 ウェブ会議の実施件数は増加している？

ウェブ会議の実施件数は増加しており、社会全体でウェブ会議が広まったことが裁判手続にも影響していると思われます。ウェブ会議が導入された当初は、遠方の代理人がいる場合に利用することが多かったのですが、最近では大阪市内などの近隣の代理人でも利用することが増えてきています。

Q2 ウェブ会議を利用することのメリットは？

代理人が裁判所まで移動する時間が不要であるため、時間の調整がしやすく、期日指定が容易にできるようになりました。

Q3 ウェブ会議と電話会議を比較すると？

ウェブ会議であれば、裁判官や代理人の表情を見ることができるため、電話会議の場合よりも相手の反応を把握しやすく、議論がやりやすいです。



今後も、民事訴訟手続のIT化を契機として、裁判の質の更なる向上に努め、時代の要請に応える民事裁判を実現したいと考えております。

